

令和2年12月11日

保護者の皆様へ

太田市教育委員会
教育長 恩田 由之
(学校教育課)

新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底について（お願い）

日頃より本市の教育行政に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、文部科学省の調査によると、全国的に10月下旬から学校関係の感染者数が増加している状況にあります。これまでの各学校の感染事例の大半は1人にとどまっており、学校内での感染の拡大はほとんどありません。

この状況は県内においても同様であり、集団感染等も発生しておらず、これまでの県内の児童生徒の感染経路のほとんどは、家庭内感染でした。

県内においても警戒度が「3」に引き上げられましたが、今後も引き続き感染拡大を防止するため、これまで以上に御家庭と学校との連携が非常に重要であると言えます。

つきましては、あらためて、下記事項に十分御配慮いただくよう御協力をお願いいたします。

記

1 児童生徒及び同居する家族の健康管理について

- 毎日の検温の実施と健康観察表への記録を引き続きお願いします。
- 発熱等の風邪症状が見られる場合は、症状が治まるまで自宅で休養願います。
- 同居の家族に風邪症状等が見られるなど「家庭内感染」が心配される場合も、登校を控えていただくようお願いいたします。（欠席とはならず出席停止となります）

2 検査情報や結果の報告について

- PCR検査を受ける場合は速やかに学校に報告願います。その結果についても同様をお願いします。
- 同居家族がPCR検査を受ける場合も、お子様が「濃厚接触者」になる可能性もありますので、学校に速やかに報告をお願いします。
- 感染拡大を防ぐため、同居家族の検査結果が出るまでは自宅で様子を見るなど、御協力をお願いします。

3 休日や長期休業中の行動について

- 学校生活以外においても、三密をさけることや「手洗い・マスク・こまめな換気」等基本的な感染症対策の実行をお願いします。
- 年末年始を迎えるにあたり、感染拡大の未然防止の観点から親族等大人数の集まる会食や交流を控えるなど、御協力をお願いします。

4 学校関係で新型コロナウイルス感染者が発生した場合の学校の対応について

- 児童生徒の感染者が出た場合、学校は保健所から濃厚接触者を確認し、教育委員会と協議の上、休校の必要性等対応を決定します。
- 感染者等の具体的な情報については、個人情報保護のため提供は控えさせていただきます。
- 誰もが感染者、濃厚接触者になり得る状況であることを認識し、人権尊重・個人情報の保護に御理解と御配慮をお願いします。